

# 政策評価の試行的取組について

提言 P. 5 ~ 7

## 政策評価審議会提言(令和3年3月)

### II 制度導入後20年を迎える政策評価の改善

#### 2 改善の取組のアイデア

##### (1) 「役に立つ評価」とするために

###### ① 政策の改善等への活用を重視した評価プロセスの見直し

「政策評価を政策の立案や改善に活かす」ためには、政策をめぐる一連の過程とその政策についての評価のプロセスが並行して進められるべきものであるとの認識に立って、政策過程の各段階で、必要な評価が重複なく、効率よく行われることが重要である。このためには、政策評価書をまとめる作業と、実務上、政策の企画・立案、実行等の各段階で行われている政策の効果等の把握分析等の取組との関係を整理しつつ、政策評価の作業プロセスを見直すとともに、各府省の政策の効果等の把握・分析等の取組の質を高めるための支援等を強化する必要がある。その際、評価書の適正な公表との関係についての考え方を整理する必要がある。

(後略)

###### ② 政策評価的な内容を含んだ分析・検討等の政策評価における活用

実務で行われている政策の効果等の把握・分析の結果の公表を、政策評価についての公表と関連付けたり、政策評価結果の公表と位置付けたりすることの可否、方法について検討する必要がある。

(中略) 実務で行われている政策の効果等の把握・分析の結果は、公表されているものが多い。これについて、例えば、政策評価結果の公表との関連付けができるれば、情報が活用しやすくなる。さらに進んで、一定の要件のもとに政策評価法の求める政策評価と位置付けることができれば、作業の重複等を防いで合理的であり、政策立案段階における分析等の質の向上にもつながる。

(後略)



本提言を踏まえ、総務省(政策評価広報課)としても、  
政策評価審議会における議論と並行して、  
独自の取組を実施することとし、実施計画を改正

## 令和3年度総務省政策評価実施計画

### 第3 事後評価の対象とする政策及び評価の方法等

#### 3 評価の手続等

③ 大臣官房政策評価広報課は、次期基本計画への活用を図るため、各政策の運営状況に見合った効率的な政策評価の手法等について検討を行うものとする。また、政策の所管部局等が政策評価の試行的な取組を実施する場合は、支援及び助言を行うものとする。

# 行政不服審査法の5年後見直し検討における試行的取組について

開催要領（抜粋）等

## 行政不服審査法の改善に向けた検討会

- 平成28年4月に施行された改正行政不服審査法附則第6条に基づき、政府は、同法の5年間の施行状況について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。  
同法の施行状況及びその課題・改善の方向性等について検討を行うため、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。
- 本年5月28日の第1回以降、これまでに4回の検討会を開催して議論。議論の結果を取りまとめた  
「中間取りまとめ」について、現在パブリックコメントを実施中。  
今後、第5回・第6回を12月中に開催し、年内に「最終報告書」を取りまとめ予定。

→ この検討を、実施計画（前ページ参照）の「政策評価の試行的取組」として位置付け、  
**政策評価やEBPMの手法を活用しながら、報告書を取りまとめる予定。**

## 「中間取りまとめ」における政策評価やEBPMの手法の活用方法

中間とりまとめ P. 5

- ① ロジックモデルの考え方を踏まえ、平成26年の行審法改正のねらいや改正内容を改めて整理  
→ 平成26年改正のねらいを「迅速な救済」「制度の活用促進」「公正性の向上」の3つに分けられると整理し、これらを最終アウトカムと位置付け、実際に行われた改正・制度整備の目標（アウトプット）は何か、当該目標は3つの最終アウトカムのどれに紐付くかを改めて整理した「ロジックモデルの手法を用いた行政不服審査法の全体像」を作成（参考2）
- ② 既存のヒアリング結果やアンケート結果（※）、本検討会で実施したヒアリング結果等のデータを用いて可能な限りエビデンスに基づきつつ、改正内容の運用の現状・評価・改善方策等の検討を実施  
※ 施行状況調査結果や、5年後見直しに先だって令和2年度に実施した「行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理に関する調査研究」を実施（一般財団法人行政管理研究センターに委託）。

→ **今回の有識者会議は、この政策評価やEBPMの手法を活用した「中間取りまとめ」を基に、「試行的取組」について御意見いただくもの。**

# (参考1) 行政不服審査法の全部改正について（平成26年改正法成立、28年施行）

## 行政不服審査法とは

中間とりまとめ P. 4

行政庁の処分等によって不利益を受けた国民が不服を申し立て、これを行政庁が審査する手続  
裁判（行政事件訴訟）に比して簡易迅速に、手数料無料で国民の権利利益を救済することが可能

## 全部改正に至る経緯

- 昭和37年に制定以降、実質的な見直しが行われていなかった
- 処分を行う前段階での手続きの公正性・透明性を高める「行政手続法」の制定や、行政事件訴訟法の抜本改正（出訴期間の延長、義務付け訴訟の創設）など、関係制度の整備・改正が行われた
- これら時代の変化を踏まえた見直しが必要として検討され、以下課題に対応するように改正

## 平成26年改正時対応した課題

### 【公正性】

- 審査請求の審理を行う者について規定がなく、処分関係者が審理を行うことがあるなど、審理・裁決の公正性を高める必要

### 【使いやすさ】

- 行政事件訴訟法の出訴期間は延長されたのに比して、不服申立て期間が短い（60日）
- 異議申立て、審査請求、再審査請求の3種類があり、どの行政庁へ申し立てるのか分かりづらい
- 不服申立てを経ないと出訴できない特例規定（不服申立前置）が多く、権利利益救済のための国民の選択手段が限定されている

### 【迅速性】

- 裁判手続きに比して簡易迅速に権利利益の救済を図る手段である不服申立てであるが、裁決までの期間が長期化しており、改正により公正性を高めると更に迅速性が失われるおそれ

## (参考2) 「ロジックモデルの手法を用いた行政不服審査法の全体像」の作成手順

平成26年改正時対応した課題

### 【迅速性】

- 裁判手続きに比して簡易迅速に権利利益の救済を図る手段である不服申立てであるが、裁決までの期間が長期化しており、改正により公正性を高めると更に迅速性が失われるおそれ

### 【使いやすさ】

- 異議申立て、審査請求、再審査請求の3種類があり、どの行政庁へ申し立てるのか分かりづらい
- 行政事件訴訟法の出訴期間は延長されたのに比して、不服申立て期間が短い(60日)
- 不服申立てを経ないと出訴できない特例規定(不服申立て前置)が多く、権利利益救済のための国民の選択手段が限定されている

### 【公正性】

- 審査請求の審理を行う者について規定がなく、処分関係者が審理を行うことがあるなど、審理・裁決の公正性を高める必要

法改正当時は必ずしも明確にはされていなかつた  
個々の法改正事項の目標を再整理

### 【最終アウトカム】

#### ・ 実際に行われた改正・制度整備の目標(アウトプット)

##### 【迅速な救済】

- ア 手続の迅速化(行政庁に対し標準審理期間設定の努力義務、審理から裁決までが迅速に進められるよう必要に応じ申立て内容や証拠を整理する手続の導入等)
- イ 迅速な処分の見直しや実施の義務付け(原処分の取消しに加え適切な処分を実施させる義務付け裁決の創設)
- ウ 簡略な手続の導入(一定の場合に手続を簡略化できる等の規定を整備)

##### 【制度の活用促進】

- エ 制度の簡素化(審査請求へ一元化し申立て先を明確化、不服申立て前置規定の見直し)
- オ 申立て期間の延長(審査請求期間を3月に延長)
- カ 情報提供の充実(行政庁に対し情報提供の求めに応じるよう努力義務規定の創設)

##### 【公正性の向上】

- キ 審理員の適切な確保(処分に関与しない審理員が公正に審査する審理員制度の創設等)
- ク 対審的構造による審理手続の整備(審理員制度導入により(裁判のような)両者の主張による公正な審理を実現するための手續を整備)
- ケ 審理員による意見の反映・透明化(審理員意見書が裁決に資するよう規定を整備)
- コ 諮問機関としての審査会の整備(有識者からなる第三者機関である行政不服審査会への諮問手続の創設)
- サ 答申・裁決の透明化(行政不服審査会答申の公表義務、裁決公表の努力義務等)
- シ 口頭意見陳述権、提出書類等閲覧権等を付与(処分庁への質問権を付与等)
- ス 専門機関に対する再審査請求の確保(専門分野については再審査請求の存置)

中間とりまとめ P.52

## (参考3) 中間取りまとめの構成（評価関係部分抜粋）

迅速な救済

ア 手続の迅速化

- (ア) 平成26年法改正で整備された制度の概要（改正内容の説明）  
整備内容を ①標準審理期間の設定、②審理関係人及び審理員の相互協力及び計画的遂行、③各審理手続の処理の促進に細分し、分類ごとに改正内容及び改正理由を記載
- (イ) 平成26年法改正で整備された制度の運用の現状（データやヒアリング等結果）  
①～③別に記載 ※③については、各審理手続の段階別
- (ウ) 評価・見直しの方向性（「一概に処理に要した期間について旧法と比較することは困難」）  
①～③別に記載 ※③の「見直しの方向性」については、各審理手続の段階別

イ 迅速な処分  
の見直しや  
実施の義務付け

- (ア) 平成26年法改正で整備された制度の概要（改正内容の説明）
- (イ) 平成26年法改正で整備された制度の運用の現状（データやヒアリング等結果）
- (ウ) 評価・見直しの方向性（「運用実績を見ると、分野に偏りが見られ、（中略）活用状況については引き続き実態を確認」）

ウ 簡略な手続  
の導入

- (ア) 平成26年法改正で整備された制度の概要（改正内容の説明）
- (イ) 平成26年法改正で整備された制度の運用の現状（データやヒアリング等結果）
- (ウ) 評価・見直しの方向性（「国民の権利利益の迅速な救済を図るという目標は一定程度達成」）

制度の活用促進

公正性の向上

についても同様の構成で記載